# 韓国における女性運動の 現状と課題

## 山下英愛 立命館大学非常勤講師

#### ――はじめに

近年の韓国では女性の活躍が目覚しい。その原動力はいったい何なのか。本稿はこの問いを中心に、最近の女性たちの活躍とその背景について述べたい。

周知のように韓国は、20世紀初頭から日本による植民地支配(1910-1945)を受け、第二次世界大戦での日本の敗戦によって解放を迎えた。その後も朝鮮半島は南北に分断され、朝鮮戦争(1950.6-1953.7)では南北合わせて実に500万人以上が犠牲になった(国連軍、中国軍兵士らを含めると700万人以上)。また、1961年の料定点らによる軍事クーデターによって、長期にわたる軍事独裁体制が続いた。こうした一連の近現代史の中で、女性たちは男系血統主義の家父長制家族と男尊女卑的慣行の中で生きてきた。大韓民国憲法は男女平等を明記したが、現実には男女の性別役割は明確に区別された。男性を公的な存在とする一方で、女性には家を維持・継承する"私的"な役割が担わされた。このような男性中心社会における女性差別や暴力に対して異議を唱え、変革のための闘いを担った女性運動が大きな力を結集することができるようになったのは、最近10~20年のことである。韓国と日本はとまに漢字・儒教文化圏として名くの共通項をまた。女性たちの

韓国と日本はともに漢字・儒教文化圏として多くの共通項をもち、女性たちの置かれてきた状況やジェンダーの構造にはかなり似た側面がある。だが、詳細に見ると、近代以降の両国の女性の状況には違いも少なくない。その中で近年目を引くことの一つが、韓国社会における女性のめざましい躍進ぶりであり、それを押し進めたここ20年間の女性運動のあり方である。

そこで本稿では、まず最近の韓国における女性の「制度圏」での活躍の様子を 見、次に、その原動力となった女性運動について検討する。最後に、こうした女 性の活躍を支えている女性運動が現在直面している問題について述べてみようと 思う。

#### 1 ――最近の韓国における女性の躍進

韓国では、最近の女性の躍進を「女風」ということばで表現している。以前から母親が子どもの教育問題に熱心に取り組むことなどを指す「スカートの風」という表現はあったが、そこには、本来家の中で静かに家事育児に専念すべき女性が、そうした行動規範を破って"でしゃばっている"というような否定的なニュアンスが含まれている。だが、「女風」にはそのような意味合いが含まれていないという点で、新しい表現といえるだろう®。

#### (1) 法曹界

近年の女風を促しているものは、何と言っても盧武鉉政権による要職への積極 的な女性起用政策であるが、その中でまず法曹界を見てみよう。

盧武鉉政権は発足直後の2003年2月、建国以来初めて女性の法務省長官を任命した。任命されたのは、当時40代半ばで、判事から弁護士に転業して、これまた初めて女性として法律事務所の代表を務めた康錦実(1957-)である。康錦実は1年5カ月の在任期間中に検察の大改革を行なった。彼女は2006年5月の地方選挙で、与党の開かれたウリ党の候補としてソウル市長選にも出馬した。野党候補に敗ればしたが全国的な人気を高め、将来の大統領候補としての期待を生んだ。

また同じく2003年、盧武鉉は憲法裁判所の判事に全孝淑(1951-)を、翌年には大法院(最高裁判所)判事に金英蘭(1956-)を任用した。2004年には趙嬉珍(1962-)が女性で初めて地検の部長検事に任命された(現在は司法研修所の教授)。2006年には大法院の判事に二人目の女性が任命され(田秀安:1952-)、大法院の13名の判事の内、2名が女性になった(ちなみに、韓国女性団体連合[後述]は、13名の内の少なくとも4名は女性にすべきだと主張している)。また、春川地方裁判所と光州地方裁判所の所長に女性が次々と任命された(2004年、2006年)。2006年8月には、憲法裁判所の全孝淑判事を所長(長官)に任命し、世間を驚かせた。だが、こちらは司法研修所で大統領と同期だったためもっぱら"コネ人事"だと批判され、女性の憲法裁判所所長が誕生するかどうかは今のところまだわからない。2005年には、法制処(日本の内閣法制局にあたる)処長に梨花女子大学法学部教授の金蓍旭(1952-)が女性として初めて任命された。金蓍旭は梨大法学部出身で行政学が専門だが、法女性学の講座も担当し、同大ジェンダー法学研究センター

<sup>(1)</sup> 他にも例えば、大統領選挙期間中に北朝鮮関連のスパイ事件などが起こって特定候補に影響すれば「北風(プップン)」が吹いたと表現することもある。また、2006年5月の地方選挙で、ソウル市長選に立候補した康錦実が選挙戦当初人気が沸騰したが、それを「康風(カンプン)」と表現した。

<sup>(2)</sup> 野党は大統領の憲法裁判所所長候補者指名の手続きが違憲であると主張し、国会議長席の占拠を繰り返したため、結局、11月27日に大統領が指名を撤回し、初の女性の憲法裁判所所長就任は水泡に帰した。

の所長も務めた。

法曹界におけるこのような女性の登用や躍進は、法曹界の女性比率の増加とも関連している。韓国の場合、女性の弁護士が誕生したのは1952年になってからであり、1938年に女性弁護士を誕生させた日本に比べると、14年の遅れがある。韓国では1953年に女性判事が一人生まれたものの③、その後しばらく司法試験に合格する女性はいなかった。女性の合格者が出るようになるのは70年代に入ってからである。女性合格者の占める割合は80年代を通じて一桁台だったが、90年代末から割合を伸ばすようになった。その背景には合格者定員の増加もあるが、それ以上に女子大学等の積極的な後押しがある。韓国では三つの女子大学に法学部があり、司法試験対策に力を入れている。際立っているのは梨花女子大学で、ここ数年、毎年40-50人の司法試験合格者を輩出している。こうした状況は、法学部を設置している女子大学が一校もない日本とは対照的である。

ちなみに2005年の司法試験合格者中、女性が占めた割合は32.3%で、23.9% (同年)だった日本を上回った(4)。この年には首席合格者も、最年長者もともに女性だった。さらに、2005年現在の統計では、検事の11%にあたる181名が女性だが、新規に任命された検事98名の内、半数近い45名が女性であった。また、新規判事の49.1%も女性である。

#### (2) 政界

女性の政界での活躍も目覚しい。周知の通り、金大中大統領時代の2001年には中央官庁の一つとして女性部(省に相当)が誕生した。これは政策決定過程への女性の参加を画期的に強めるきっかけとなった。金大中大統領は就任早々の1998年2月、女性特別委員会を大統領直属機関として設置し、これを女性省として発展させた。その規模は定員102名の最も小さな部署だったが、盧武鉉大統領の参与政府期である2004年6月に保健福祉省から保育業務を移管して定員を145名に増やした。また、2005年6月には家族業務を移管して定員が176名となった®。

そして、この女性省の初代長官に、韓国女性団体連合(女連)の共同代表出身で2000年に与党の比例代表で政界入りした韓明淑(1944-)が任命された。また、二代目長官の池銀姫(1947-)も女連共同代表出身であり、三代目の現長官であ

<sup>(3) 1953</sup>年、黄允石(ファン・ユンソク)が司法試験に合格し、初めての女性判事となったが、1961年に亡くなった。

<sup>(4)</sup> 詳しくは、拙稿「韓国における女性法曹養成教育の歴史と現状」(韓国文化研究振興財団『青丘学 術論集』第25号、2005年)を参照されたい。なお、2006年11月に発表された2006年度司法試験合格 者(994名)の内、女性は375名で37.73%を占めた。

<sup>(5) 2006</sup>年8月現在、国家青少年委員会(2005年、総理室傘下の青少年保護委員会と文化観光省の青少年育成業務を統合して設置された)と女性省との統合の話が進んでおり、統合が実現すれば職員330名、予算1兆ウォンを超える大所帯になり、財政経済省や行政自治省などと並んで'ビック5'の部署となるといわれている(オーマイニュース、2006年8月21日)。

る張夏真(1951-)も基本的には研究畑の出身だが、以前、女連の政策委員を務 めたことがある。いずれも女性運動の指導者級の人物であり、そのような人たち が女性省を引っ張ってきたことに注目すべきだろう。

日本でも報道されたが、国務総理(首相)に初代女性省長官、環境省長官を歴 任した韓明淑が任命され、聴聞会を経て総理に就任した。実は女性を国務総理に 任命したのはこれが二度目である。当時、梨花女子大学の総長だった張裳 (1939-)が、金大中大統領に総理候補者として指名されたのが最初である。だ が、国会の聴聞会を経て行なわれた投票で反対票が上回り、任命に至らなかった。 この時、反対の理由として道徳性の欠如が挙げられたが、女性であるが故に風当 たりが強かったとも言われた。この度の女性憲法裁判所所長の聴聞会の件もあわ せて、こうした重責に女性をつかせることへの男たちの抵抗が根強いことがうか がえる。

次に、各政党の代表や党指導部の一員としてリーダーシップをとる女性が増え ていることにも注目したい。まず、野党ハンナラ党だが、故朴正煕大統領の娘で ある朴槿恵(1952-)が2004年から2006年まで党代表を務めた。また、朴槿恵が 大統領選出馬準備のために党代表を退いた後、党大会までの短期間ではあったが 女性の金映盲議員(1960-)が党代表を務めた。先に述べた張裳は、現在、民主 党の共同代表である。民主労働党も2004年から2006年まで金惠敬(1945-)が代 表だった。与党の開かれたウリ党は、女性党首こそまだいないが、指導部の常任 委員には常に李美卿(1950-)などの女性議員が選出されている。このように、 近年は主な政党のリーダーとして女性が活躍しているのである。ちなみに、与党 ウリ党も最大野党のハンナラ党も、党中央の執行部には必ず女性を入れる制度を 取り入れている。

女性の国会議員や地方議員も次第に増加している。特に2000年に導入された政

党法のクオータ制によっ て、比例代表制候補者の 50%以上を女性に割り当 てること、選挙区の場合 は30%以上を女性に割り 当てることを推奨するよ うになり、これが女性議 員増加を促している。

この10年間の女性国会 議員数の推移は、表1の 通りである。1992年には 選挙区と比例区を合わせ ても国会議員の女性の比 出典:『女性自書』2004

表 1 女性議員の推移

| 年度     |       | 区 分  | }        | 全 位 | 選 | 挙 区 | 比 例 区 |
|--------|-------|------|----------|-----|---|-----|-------|
| 1992 ( | (14代) | 国会議員 | (人)      | 29  | 9 | 237 | 62    |
|        |       | 女性   | E (人)    |     | 4 | 0   | 4     |
|        |       | 女性比率 | ≤ (%)    | 1.  | 3 | 0.0 | 6.5   |
| 1996 ( | (15代) | 国会議員 | (人)      | 29  | 9 | 253 | 46    |
|        |       | 女性   | E (人)    |     | 9 | 2   | 7     |
|        |       | 女性比率 | ₫ (%)    | 3.  | 0 | 0.8 | 15.2  |
| 2000 ( | (16代) | 国会議員 | (人)      | 27  | 3 | 227 | 46    |
|        |       | 女性   | (人)      | 1   | 6 | 5   | 11    |
|        |       | 女性比率 | ₫ (%)    | 5.  | 9 | 2.2 | 23.9  |
| 2004 ( | (17代) | 国会議員 | (人)      | 29  | 9 | 243 | 56    |
|        |       | 女性   | E (人)    | 4   | 0 | 10  | 30    |
|        |       | 女性比率 | € (%)    | 13. | 4 | 4.1 | 53.6  |
|        |       | 女性比当 | <u> </u> | 13. | 4 | 4.1 | 53.   |

|       | 地方議会合計 |      | 広域議会(市·道) |      |     |     |     |      | 基礎議会(市・区・郡) |     |
|-------|--------|------|-----------|------|-----|-----|-----|------|-------------|-----|
|       |        |      | 슴 計       | +    | 選挙区 |     | 比例区 |      | 合 計         |     |
| 選挙年度  | 数      | 比率   | 数         | 比率   | 数   | 比率  | 数   | 比率   | 数           | 比率  |
| 1995年 | 127    | 2.3  | 56        | 5.8  | 13  | 1.5 | 43  | 45.6 | 71          | 1.6 |
| 1998年 | 97     | 2.3  | 41        | 5.9  | 14  | 2.3 | 27  | 36.4 | 56          | 1.6 |
| 2002年 | 140    | 3.4  | 63        | 9.2  | 14  | 2.3 | 49  | 67.1 | 77          | 2.2 |
| 2006年 | 528    | 13.7 | 89        | 13.0 | 32  | 5.3 | 57  | 64.4 | * 440       | _   |

注 : \*の内訳は、団体長3、選挙区110、比例区327。

出典:『女性白書』2002、『女性新聞』884号「5·31地方選挙女性当選者最終名簿」(2006年6月24日)。

率が1.3%にしかならなかったのが、2004年には13.4%になっている(2006年6月現在13.8%)。

地方議会の女性議員数は表 2 の通りである。2006年の地方議会議員選挙では、528名 (13.7%) の女性が当選した。広域団体長 (都道府県知事に相当) では全敗したが、基礎団体長 (市町村長) に 3 名、広域議員89名 (その内、比例区57名)、基礎議員437名 (その内、比例区327名) が当選し、前回選挙 (2002年) よりも388名増えた。前回と比べると、女性の比率は3.4%から13.7%に躍進した。

#### (3)官界

2003年度現在の国家公務員の女性比率は17.7%、地方公務員は29.7%であるが、近年の公務員試験での女性合格率は年々上昇している。ちなみに、2004年の公務員採用試験合格者の女性比率は42.1%である。行政考試の女性合格者の比率も表3の通りであり、半数に迫っている。また、2005年の外交官試験では、合格者19名中、女性が10名を占めた。

韓国軍将校を養成する軍士官学校も90年代後半から定員の10%の範囲で女子の入学を受け入れるようになった(空軍97年、陸軍98年、海軍99年)。毎年、女子の志願者も多く、男子よりも倍率が高い。2006年は、空軍士官学校の首席卒業生が女子学生で(この学生は入学時にも首席だった)、海軍士官学校の首席入学が女子学生だった。また、1989年から定員の10%の女子学生を受け入れている警察大学では、卒業生の首席から3位までを女子学生が占めて話題となった。警察幹部候補生の首席卒業生も今年初めて女性が占めた。

表3 行政考試の女性合格比率の増加趨勢(5級以上)(6)

| 年度      | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|---------|------|------|------|------|
| 女性比率(%) | 28.4 | 33.5 | 38.4 | 44.0 |

出典:韓国女性開発院女性統計データベース(http://www.kwdi.re.kr/)より。

以上のように、近年は各 種試験や卒・入学のシーズ ンになると、毎年のように 女性が首席を占めたという ニュースが「女風」として

<sup>(6)</sup>韓国の公務員は9級から1級(高位)まであり、行政考試を受けて合格すると5級公務員になる。

伝えられるようになっている。

#### 2 ---女性活躍の背景

#### (1) 女性運動の進展

周知の通り、朝鮮戦争後、南北は休戦状態のまま鋭く対立し、南の韓国では軍事独裁体制による支配が続いた。1979年、朴正熙大統領が暗殺されて後、"ソウルの春"が訪れたが、再び軍部クーデターが起こり、1980年5月の光州民衆虐殺事件という痛ましい事件が起こった。その後、学生、知識人、労働者を中心に軍事独裁体制に反対する民主化運動が一層激しく展開された。この80年代に、民主化運動の流れの中で新たな女性団体が生まれ、90年代の女性運動を担った。

それ以前にも女性団体や女性運動は存在した。その代表的存在が韓国女性団体協議会(以下、女協)である。女協は1959年12月に発足し、「女性団体間の協力と親善、発展、福祉社会をつくる仕事に女性が積極的に参加するようにし、女性団体の意見を政府及び社会に反映すること」を目的としている。初代会長は梨花女子大学総長の金活蘭(1899—1970)であり、当初の女協会員団体は、大韓女学士協会、大韓YWCA、女性問題研究会、婦女保護事業連合会、大韓婦人会、大韓母親会など8団体だった(現在は35団体)。しかし、協議会は7、80年代の民主化運動に女性運動団体として積極的に取り組んだわけではなく、会員団体の中には体制擁護的な体質をもつものもあった。

80年代に入ると、こうした既存の女性団体とは別に、社会の民主化と歩みを共にしながら女性独自の問題を解決してゆこうとする女性団体が設立され始めた。女性平友会(1983年)、女性ホットライン(1983年)、もう一つの文化(1984年)、基督女民会(1986年)などがそれである。女性平友会は趙馨(梨花女子大学社会学部教授・1943ー)、李美卿、池銀姫(現徳成女子大学総長)が共同代表となって設立したもので、分断後、初めて女性解放を目標に掲げた女性運動団体である。女性ホットラインも、1983年の設立以来、地道に活動を続けてきた。当時、妻に対する夫の殴打は家庭内のこととして社会的には接近が不可能だった上に、全斗煥軍事独裁政権の社会的な横暴に比べて家庭内の女性に対する男性の横暴には関心がもたれにくく、ホットラインの活動はあまり重視されなかった。しかし、ホットラインは年々活動を活発化させ、2004年現在、全国25の支部と5千人の会員を擁するに至っている。一方、民主化運動青年連合や民主労働運動連合、民族文学作家会議など、軍事政権に反対するいわゆる'進歩的'団体が多数つくられ、その女性部として活動する女性たちがいた。

その頃、軍事政権を打倒して韓国社会の自主化・民主化・統一を目指す民族民主運動に力を集中させようとする動きの中で、女性運動と民族民主運動との関係をめぐって論争が起こった。それは、女性運動を民族民主運動の一部門として位

置付けるべきか、あるいは、民族民主運動には解消されない独自の運動として位置づけるべきかという論争だった。その過程で、女性運動の中心的な存在だった女性平友会が内部分裂して解散するという事態も生じた(その一部が87年8月に女性民友会を結成し、今日に至っている)。論争の結果、'進歩的'女性運動内の立場の違いを乗り越えるために、技術的な解決方法を模索する試みが始まった。つまり、それぞれの団体が独自の問題に取り組みながらも、政治的性格の強い闘争の場合は共同闘争の体制をつくることである<sup>の</sup>。その実践の好例が女性労働者生存権対策委員会(1985年)や、富川署性拷問事件に対して設けられた性拷問対策委員会(1986年)の活動である。

公権力が女性に対して行なった、性拷問は、当時の政権が労働運動や民主化運動を弾圧するための手段でもあった。女性の羞恥心を利用する性拷問に対して、その被害者の一人である権仁淑(1964ー)が事件を公にしたことがきっかけとなって、性拷問事件に対する闘いは民主化運動団体と宗教団体、女性運動家たちがともに取り組むようになった。これは民主化運動の大きな起爆力になっただけでなく、女性運動にも大きな影響を与えた。この闘いによって女性たちは共同闘争組織を常設化する必要性を感じ、1987年2月、韓国女性団体連合(女連)を結成することになったのである。

女連は、男女平等、女性福祉、民主・統一社会の実現、女性運動団体間の協力と組織的交流を図ることを目的に掲げ、民主化を目指す進歩陣営内の女性団体の連合体としてその後の女性運動を主導した(2006年現在全国 6 箇所に支部、29の会員団体がある)。女連は結成直後から全斗煥政権の圧制に対する抗議デモを行なった。1987年 5 月に民主憲法争奪国民運動本部が結成されると、女連は女性界の代表としてこれに参加し、6 月抗争にも教会女性連合会とともに積極的に参加した。だが、民主化宣言によって同年12月に実施された大統領直接選挙は、汎民主勢力の力量不足で再び与党の軍人出身である盧泰慰を当選させることになった。そうした中で女連は、民主化運動陣営の一員として社会の民主化運動に参加しつつ、80年代末に立て続けに起こった警察官による民間人女性への性暴力事件®に取り組んだ。また、女性に対する差別の基盤である男子血統主義的家族法の改正運動に合流し、一定の成果を得た。

#### (2)90年代の女性運動

90年代は、韓国社会の民主化が進む中、女連主導の運動が活発に展開された時期である。この時期は、国内の民主化とともに、冷戦の終結や北朝鮮との友好関

<sup>(7)</sup> 李美卿「女性運動と民主化運動――女連10年史」『開かれた希望――韓国女性団体連合10年史』 (韓国女性団体連合編) 同徳女子大学韓国女性研究所、1998年、韓国、20-23頁、参照。

<sup>(8)</sup> 詳しくは、関庚子(ミン・キョンジャ)「性暴力追放女性運動史」(韓国女性ホットライン連合編、山下英愛訳『韓国女性人権運動史』明石書店、2004年)を参照。

係の漸進、国連や I L Oへの加盟 (1991年) など、内外関係の変化を背景に、女性運動のテーマや活動領域も広がった。民主化運動こそが'全体運動'であるという認識によって女性問題が二次的な問題として片隅に追いやられていた80年代とは違って、90年代には社会の各分野で女連の会員団体が中心となって女性運動を展開した。特に女連は法制化運動に最も力を入れた®。

法制化運動の根拠となったのは、政府が1984年に一部保留付で批准した国連女性差別撤廃条約である。政府はこの留保条項の撤廃と、男女平等の実現に対する積極的な措置をとらなければならない立場に置かれ、女性運動側はこの条約を政府に対する立法・法改正要求の理由とした(10)。また、韓国は1993年には国連女性地位委員会の委員国に選出(97年再選)され、96年からは国連女性差別撤廃委員会委員の送り出し国にもなった。その他、国際人権規約(90年4月)や児童の権利条約(91年)なども批准した(11)。

80年代末に女連が加わって女性界最大の闘争として展開した家族法改正運動が一定の実を結んだ後、女性運動は特に性暴力問題の領域で活発化した。1991年に韓国で初めて性暴力相談所が設置されたこともこれらの動きに関連する。この性暴力相談所を設立したのは、梨花女子大学大学院女性学科の卒業生や教員たちだった。大学で韓国社会の性暴力の実態について学んだ女子学生たちが、その性暴力問題に実際に取り組むために考えたのが、相談所の設置だった。1990年に女性界が本格的に取り組み始めた日本軍「慰安婦」問題解決運動も、その運動の直接的なきっかけをつくったのは、梨花女子大学女性学科の学生たちの問題提起だった(2)。

90年代はこうして現在及び過去の性暴力問題が主要課題として浮上した。「慰安婦」問題解決運動は国連に活動の場を広げたことから、ちょうど国際的にも関心が集まっていた紛争下の性暴力問題と合流し、女性人権という国際的な流れに乗った。国内的には、植民地下の日本による蛮行の一つであり、民族問題として受け止められた。そのため韓国における現在の性暴力問題への取り組みとは隔たりがあったといえるが、被害生存者の支援を定めた「日帝下軍慰安婦被害者生活安定法」(93年5月)を制定することができた。

一方、現在の性暴力問題に関しては、女連が中心となって運動を進め、「性暴力犯罪の処罰および被害者保護等に関する法律」(94年1月)、家庭内暴力につい

<sup>(9)</sup> 池銀姫「開かれた希望に向かって| 韓国女性団体連合編、前掲書、280-281頁、参照。

<sup>(10)</sup> 金善旭「国連女性差別撤廃協約と韓国女性立法政策」(梨大法学研究所『法学論集』Vol.4, No.4, 2000年) の 〈III.国連女性差別撤廃協約履行のための国内法的努力〉参照。

<sup>(11)「</sup>婦女子の政治的権利条約」(59年6月)、「人身売買禁止及び他人の売春行為による搾取禁止条約」 (62年2月) なども批准した。

<sup>(12)</sup> 拙稿「韓国における慰安婦問題解決運動の課題――性的被害の観点から」『女性・戦争・人権』4号、2001年。

ては「家庭暴力犯罪の処罰に関する特例法」(97年12月)、「家庭暴力防止及び被害者保護等に関する法律」(97年12月)を次々と制定した。

1995年1月には、政府の二重政策で死文と化していた「淪落行為等防止法」(61年制定)が、政府と女性界の試行錯誤の結果、改正された。売春女性を道徳的に劣った者とみなし、性倫理の二重基準をそのまま踏襲したという点で、改正法にも大きな限界はあったが、善導保護の対象を売春女性のみでなく男性にも広げ、社会復帰の支援を制度化した点が評価された。また、同年12月には刑法第32章の「貞操に関する罪」を「強姦と醜行の罪」にする改正が行なわれた。

北京世界女性会議(1995年9月)の後、すべての分野で男女平等を促進し、女性の発展を図るための女性政策の根拠として女性発展基本法が制定された。この法は、当時の金泳三大統領の政策諮問機関である世界化推進委員会が、北京会議直後の10月に、世界化、情報化時代の女性の社会的役割と地位の向上を目指すとの趣旨のもとに、「女性の社会参与拡大のための10大課題」を提案し、そのうちの1つとしてこの法の制定を提言したことがきっかけで制定された。同法の骨子は、女性の進出が著しく遅れている分野について、暫定的に優先措置をとるようにすることや、女性政策の審議や調査研究のための機構を設置すること、また、そうした事業の支援に必要な財源を確保するための女性発展基金を設置することなどである。

1998年6月には、90年頃から検討が進められてきた国籍法の改正が実現した。長い間、父系血統主義と夫中心主義を根幹とする男女差別的構造を維持してきた国籍制度を父母両系主義にし、国籍選択制度を新設した。さらに、99年2月には、雇用、教育、財貨、施設、用役などの提供及び利用、法と政策の執行における男女差別を禁じ、被害者の権益を救済することを目的とする「男女差別禁止及び救済に関する法律」を制定した。

女連は、上記の法制化運動を活動の中心に据え、法制定の必要性を宣伝する作業、専門家とともに法案を作成する作業、それを各政党や政府に送るなどの立法請願運動を展開した。この他、公聴会、国会議員へのロビー活動、デモなど、さまざまな方法を動員して法が通過するよう圧力をかけた。こうした活動スタイルは、民主化運動の中で培われ、力を結集して効果的に圧力を発揮するもので、政権と直接闘ってきた経験からつくられたといえるだろう。教会女性連合会とともに女連が大きく関与して繰り広げた日本軍「慰安婦」問題解決運動も、女連の活動方式を採用したものである。

この間、女連が女協と協力して進めた代表的な運動には、80年代末の家族法改正運動をはじめ、男女差別定年制撤廃運動(93年)、クオータ制導入女性連帯(94年8月)、長年自分を強姦してきた義父を恋人とともに殺害した金寶恩・金鎮寛事件(1992年)、非正規労働者の基本権保障のための共同対策委員会(2000年)、セクハラ問題などがある。女連と女協は、90年代後半からは再び戸主制廃止運動

#### (3) 女性運動家たちの政界進出

1987年の民主化宣言の翌年に行なわれた国会議員選挙で、女連の副会長だったが美術 (1932-) が当選した。1992年には、クリスチャンとして民主化運動に献身し、女連の初代代表として女性運動の中心的存在だった李愚貞 (1923-2002) が民主党全国区で当選した。また、80年代から女性平友会や女連の設立にかかわり、90年代には韓国挺身隊問題対策協議会の総務、女連の常任代表として女性運動の中心的存在だった李美卿が、1996年に国会議員として政界に進出し、女連のパワーが一層政界に浸透するようになった。李美卿とともに女連の代表をつとめた韓明淑も、2000年に全国区で当選し、政界に参入した。2004年にも女連の共同代表だった李慶淑 (1952-) が比例代表で当選しており、この間、女連の代表は次々と政界に入っている。

女連が女性の'政治勢力化'を活動目標にするようになったのは、1995年6月の地方選挙を1年後に控えた1994年からである。当時、地方議員の女性比率は0.9%に過ぎなかった。その年、女連は「20%地方議会女性参与特別事業本部」を設置し、女性の政治参加の必要性を訴える活動を本格的に開始した(<sup>13)</sup>。女連と女協、女性有権者連盟などが中心となって「クオータ制導入のための女性連帯」を結成し、各政党に対して、地域区候補者に女性を30%割り当てることと、広域議員の比例代表の内、3分の2を割り当てるよう要求した。

だが、女連は、地方議会に進出した女性議員たちが既存の政治構造の中に取り込まれてしまう限界を認識し、1999年方針を転換する。すなわち、フェミニズムの立場で政治改革を行なうためには、既存の政治構造に入りこむよりも、地域から社会勢力化する方がよいと判断して、直接的な参加よりも政策に影響を与えることに重点を置くことにしたのである。そして、2000年の16代国会議員総選挙では、他の市民社会団体と共同で総選市民連帯を組織し、落薦(推薦に反対すること)、落選運動を展開した。しかし、2004年の国会議員総選挙を控えた2003年、再び方針を変更し、積極的に選挙に参加することにした。女連は、共同代表の任期中に政治圏に進出してはならないとする規定を設けていたが、この規定に違反するケースがあったこととは、女性の政治参加拡大を課題としながらこのような規定を設けることは矛盾するという意見があったためだ。2003年8月、女連の代表者会議でこの問題について討論し、票決に付した結果、この規定を変えること

<sup>(13)</sup> その結果、14名の地方議員を誕生させ、比率を2.2%に引き上げた。

<sup>(14) 2002</sup>年の地方選挙の際、二つの地方支部の共同代表が、任期中に民主党と民主労働党の広域議会 比例代表に進出して規則に違反した。南尹仁順(ナムユン・インスン)「17代総選挙と女連の対応 に関する評価と争点」、女連主催「17代総選挙と女性運動の対応活動に対する評価討論会」討論資 料、2004年5月25日。

になった。つまり、女性の政治参加の拡大のために、制度改善運動と女性候補推薦及び支持運動を同時に展開するというものである。そのため、女連の規定は、「政治及び公職に進出する場合は、三カ月前に理事会の審議を経て辞退すること」に修正した。そして、女連は全国321の女性団体と協力して「17代総選挙のための女性連帯」(総選女性連帯)を設立し、この組織と「政治改革のための市民社会団体連帯」(政治改革連帯)を通して制度改革に取り組むことにした。また、各界の女性200名が集まって結成した(2003年11月)「清い政治女性ネットワーク」(女性ネット)が、女性候補の推薦及び支持運動を担当することにした。

不正と汚職に満ちた既成の政界を変革するためには女性の進出が必須であるとの認識が政治勢力化を進める女性たちに共通していた。だが、女性たちが進出するためには既存の政治制度も改革しなければならなかった。そこでまず、政治資金法、選挙法、政党法などの改正運動を行なった。そして、政党名簿式比例代表制を拡大し、その50%を女性に割り当てること、地域区は実質的に30%割り当てにすること、政党が受け取る国庫補助金の内、10%を女性政治家の訓練に使うことなどを主張した。

「女性ネット」は二度の推薦と書類審査を通して101名の女性名簿を作成し、各政党に推薦。その結果、女性当選者39名の内、地域区10名中3名、比例29名中18名が女性ネットの推薦者だった。しかも、すでに政界入りしていた7名を除けば、新人32名中21名(比例代表と地域区の合計)が女性ネットの推薦者であった。女性ネットの活動は、推薦基準を'女性であること'に力点を置き、政治色は問わなかったことから批判も受けた(後述)。しかし、こうした活動によって、女性国会議員の比率は5.9%から13%に倍増した。

#### (4) 女子大学と女性学

ところで、90年代以降の女性運動の特徴である法制化運動や政界進出という積極的な活動の背景を探ってゆくと、一定の傾向を見出すことができる。それは、女性運動の活動家の多くが梨花女子大学(以下、梨大)出身者であるという事実である。政界に進出した女連のリーダーたちをはじめ、筆者が身を置いた韓国挺身隊問題対策協議会や韓国挺身隊研究所の主要メンバーもほとんど梨大出身者たちだった。この点については、韓国の女性運動に占める梨大の役割という主題で改めて研究を要するだろう。ここでは簡単に述べておく。

梨大の母体である梨花学堂(以下、梨花)は1886年に米国北監理派宣教会の宣教師によって設立された。植民地支配の下で、積極的な女子教育政策が実施されなかった当時、梨花は1910年に早くも大学科を設置した。植民地当局が大学科を認めず、1922年からは女子専門学校となったが、これが朝鮮の女子高等教育機関の中心的存在となった。解放後、いち早く総合大学として認可を受けて発展し、60年以降は毎年1000人以上の卒業生を輩出していった。先にも触れたが、梨大は

1950年に法学コースを設け、特に60年代以降は女性の法曹養成に力を入れた心。

解放後、共学大学もたくさん設立されたが、男女有別や性別役割分業観が社会に根強い中で、例えば男性の専有領域とされてきた法律や政治などの分野は、共学大学といえども女子学生が希少だった<sup>(16)</sup>。そうした中で、梨大の法学や政治の専門コースは、共学大学にありがちだった女性差別的環境から自由で、女子学生ものびのびと学ぶことができた。また、70年代以降の民主化運動の中心となった学生運動においても、共学大学の女子学生たちよりも、女子大の学生たちはより主体的に活動できたという<sup>(17)</sup>。また、李効再(1923—)や李兌栄(1914—1999)などの梨花出身者が梨大に奉職し、自らも軍事独裁政権と闘いながら女性運動、女性学研究、活動実務にたずさわる数多くの後輩たちを育てたことも重要である。

梨大は、1977年に女性学講座を韓国で初めて開設した。これには数人の梨大教員たちが関わった。特に李効再は、社会学科教授として、韓国に女性学を根づかせた先駆的な人物である。李効再を含めて15人の梨大教員たちが著した『女性学』(梨大出版部、1979年)や、『韓国女性史』(I-Ⅲ、梨花女子大学出版部、1972年)など、女性学や女性史関連の出版物も梨大の教員たちが執筆した。李効再編『女性解放の理論と現実』(創作と批評社、1979年)も当時のバイブル的な存在であった。

1982年には、他大学に先駆けて梨花女子大学が大学院に女性学科(修士課程)を設置した。90年に博士課程を設置、99年からは学部に女性学専攻課程を開設した。92年まで国内唯一の女性学大学院コースとして存在し<sup>(18)</sup>、「梨花女性学」という固有名詞が定着するほどであった。これを背景として80年代終わりから90年代にかけて、全国の大学で女子学生たちが女性学講座の設置を要求する運動を起こした。梨大の女性学科卒業生たちが全国に開設された女性学講座の講師として奔走し、女性学は全国の大学に広まった。この間、大学院の女性学研究科や女性学協同課程は全10校に設置され、11校には女性学関連研究機関が設立されるなど、教育機関にすっかり定着したといってよい。初の女性首相となった韓明淑も女性学科出身だが、2001年に設置された国家人権委員会の事務総長(現在は常任委員)に任命されたのが、同じく梨大女性学科出身で、長年、性暴力相談所の所長をつとめた崔永愛(1951ー)であったことは象徴的ですらある。国家人権委員会は、2003年、人権状況実態調査研究委託事業として、権仁淑、金炫伶、金エルリ、李東玉ら女性学研究者による「軍隊内の男性間性暴力、性意識実態調査」を実施した。また、近年では軍隊の将兵たちを対象にジェンダー教育も行なわれるよう

<sup>(15)</sup> 梨大は法学科から司法試験合格者を出すことが法学科を生かすことだとし、1963年に、女性法曹 第1号の李兌栄を学部長に迎えた。李兌栄は1971年まで在任しながら法学科の大改革を行なった。 その結果、1975年の司法試験で唯一の女性として梨大出身者が合格した。

<sup>(16)</sup> この部分に関しては、拙稿「韓国の女性法曹養成教育の歴史と現状」(韓国文化研究振興財団『青 丘学術論集』第25号、2005年所収)を参照されたい。

<sup>(17)</sup> 権仁淑著、拙訳『韓国の軍事文化とジェンダー』御茶の水書房、2006年11月、第二章、参照。

<sup>(18) 1992</sup>年に啓明大学大学院に女性学研究科が開設された。

になっており四、女性学が制度圏にも影響を及ぼしつつある。

#### 3 — 女性運動の新たな挑戦

### (1) 女性主義アイデンティティ

80年代に結成された女性平友会が、民族民主運動の中で女性運動をどのように位置付けるのかをめぐって論争し分裂したことはすでに述べたが、その後もいわゆる'進歩陣営'と女性運動の位相をめぐる問題はフェミニストたちの課題として残った。そもそも、韓国社会でいう'進歩陣営'(運動圏')、'進歩運動'とは、階級運動や労働運動、政治闘争を通して軍事独裁政権と闘ってきたグループであり、運動であった。李朴惠璟は、「この間、韓国で'進歩'ということばは女性運動やフェミニズムの政治的正当性をはかる物差しとして機能してきた」と言い、「女性運動、フェミニズムは、それ自体として進歩性をもつものとは認められず、韓国社会に存在する特定の'進歩運動'と理念的・組織的にどのような関係を結んでいるかによって、女性運動の'進歩'性が評価され(中略)それによって女性運動を'進歩的'女性運動と'保守的'女性運動とに二分」する傾向があったと指摘している(20)。

女連は、1989年に結成された全国民族民主運動連合(全民連)に加入し、'進歩陣営'とも密接な関係をもちながら活動した<sup>(21)</sup>。しかし、90年代の半ばにかけて、女連は民族民主運動団体が決定することに単に追従するのではなく、女性運動としての主体的な判断と立場を明確に示すようになったという<sup>(22)</sup>。それでも、本当の意味で韓国のフェミニストたちが'進歩陣営'の男性中心性に対して問題提起するようになったのは、90年代半ば以降である。

研究上で問題提起したのは趙順慶<sup>(23)</sup>(1955—)と金恵淑<sup>(24)</sup>(1954—)である。 二人は共著で論文「民族民主運動と家父長制」を著し、進歩陣営内の家父長制を 鋭く批判した<sup>(25)</sup>。そして、この問題をより一層浮上させたのは、2000年に〈運動 社会の性暴力根絶100人委員会〉(以下、〈100人委〉)が、'運動圏'内の男性活動 家による性暴力を告発する運動を起こしてからである。〈100人委〉は、'運動圏'

<sup>(19) 2006</sup>年5月には、女性省長官が陸・海・空軍の大佐級以上の幹部と女軍幹部300余名を対象に、両性平等に関する特別講義を行なった。

<sup>(20)</sup> 李朴惠暻「女性(主義)、'進歩'を問う」『女性と社会』第12号、2001年、10頁。

<sup>(21)</sup> 女連は全民連に加入するか否かをめぐって激しく討論した。加入を要求したのは、80年代の学生 運動に参加した活動家たちや、地方の全民連支部と関係のある女性団体であった。一方、加入に反 対したのは、教会女性連合会、もう一つの文化、主婦団体などであった。多数決で加入を決定した 後、加入に反対だった諸団体は女連を脱退した。

<sup>(22)</sup> 李美卿、前掲論文。

<sup>(23)</sup> 梨花女子大学大学院女性学科教授。労働分野の専門家。

<sup>(24)</sup> 梨花女子大学哲学科教授。

<sup>(25)</sup> 光復50周年記念事業委員会編『光復50周年記念論文集8 女性』韓国学術振興財団、1995年。

社会の性暴力の加害者たちの実名をインターネット上に公開することで、その間、隠蔽されてきた活動家男性たちによる性暴力の実態を暴露し、被害者たちの人権回復に取り組んだのである(\*\*)。 労組や学生運動圏でも、男性活動家たちによる内部での性差別的行動や性暴力に対して女性活動家たちが問題提起するようになってきた。 2001年に'進歩陣営'の女性団体である韓国女性研究所がその機関紙『女性と社会』で「'進歩'と女性」という特集を組んだのをはじめ、近年の'ヤング・フェミニスト'たちは、既存の'進歩陣営'の男性中心性に対する厳しい批判を行ない、既存の構造から脱却する動きを見せている。

#### (2) '主流' 女性運動の行方

だが、このような最近のフェミニストたちによる'進歩陣営'の家父長制に対する問題提起に対して、'主流'女性運動の反応はやや鈍い。90年代後半以降に登場した、上記のようなフェミニストたちは、この間、制度圏にくい込み始めた'主流'女性運動に対しても厳しい批判者である。例えば、長年の女性界の懸案であった戸主制廃止が2005年に実現したが、戸主制廃止後の新たな身分登録制の内容をめぐってかわされた家族概念の議論がその一つである。議論の真っ最中2003年10月、家族の定義を含めた民法改正案が突如として国務会議を通過した。この定義とは、夫婦を基準とし、夫婦と生計を共にする直系血族及びその配偶者、夫婦と生計を共にする兄弟姉妹を家族としている。これに対して、女連は取り立てて問題を指摘せず肯定的に評価したが、女性学研究者やフェミニストの一部は、このような定義が結局は婚姻した夫婦とその'血縁'による核家族を'正常家族'とするものであると指摘し、障害者独身世帯、非血縁世帯、同性愛者世帯などの多様な家族の存在を保障しないこのような定義は必要ないと主張した<sup>©</sup>。

また、2000年の性売買業所の火災事件をきっかけに女性界が主導して立法・制定させた性売買関連法は、施行直後から性販売女性やフェミニストたちの一部から強い反発を浴びた。それは主に、法制定を推進した'主流'女性界が性売買の根絶を前提とし、生活のために性販売を選ぶ女性たちの存在を無視していることへの批判である。フェミニストの鄭喜鎮(1967一)は、これは'主流'女性運動が、「ソウル中心、高学歴、異性愛、非障害者中心」で進められていることを示すものだと指摘し、'女性'は単一の利害関係を持つ集団ではなく、'女性'の中の多様性を認めなければならないと主張している(28)。

次に、もう一つ、近年の女連を中心とする'主流'女性運動が克服しなければ

<sup>(26)</sup> シタ [ニックネーム―筆者] 「通りで生きる方法を体得すること」 『女性と社会』 第12号、2001年、56頁。

<sup>(27)</sup> 拙稿「韓国における戸主制廃止と今後の展望」『女性史学』第16号、2006年、27頁。

<sup>(28)</sup> 鄭喜鎮『フェミニズムの挑戦―韓国社会、日常のジェンダー政治学』(教養人、韓国) 2005年、 201-240頁、参照。

ならない問題は、リーダーたちの政界進出にともなう '権力化' 現象である。すでに述べたように、2004年の国会議員選挙で、女連は「女性ネット」や「総選挙連帯」の活動を主導し、女性議員の数を大幅に増やすことに貢献した。だが、その方法論や女性運動団体のリーダーたちの政界進出に対して批判の声も上がっている。

例えば、17代国会議員総選挙後に開かれた女連主催の「17代総選挙と女性運動の対応活動に対する評価討論会」で、趙順慶は女連の政治勢力化の方法に以下のような問題があると指摘する<sup>(20)</sup>。

まず、〈女性ネット〉が選んだ101人の女性候補たちは'汎女性界'を網羅して おり、その予備候補たちの支持政党や理念は問われなかった。〈総選女性連帯〉 の構成も、単に女性だという理由だけでさまざまな党派や理念を追究する者が集 まっている。このことは、女性の政治勢力化運動が何の一貫性や原則もなしに進 められていることを意味する。その中で、女連のリーダーたちがあえて進出する 必要があるのか。次に、女性運動団体の現職代表などリーダーの出馬が女性運動 に及ぼす影響は肯定的な側面よりも否定的な側面が大きいと指摘する。なぜなら、 そのために、女性運動の批判機能と権力監視機能が顕著に落ち、運動団体の組織 力と活動力が弱まった。女性団体のリーダーたちが政治圏に進出する場合、ほと んどが特定の政党に入るため、団体の政治色が決まってしまう。その場合、政治 色や政党を超えて推進する必要のある女性関連政策の決定や執行過程に困難をも たらす。しかも、女性政策の決定・推進は、女性議員個人の力で行なわれるので はなく、政界内の党派の勢力によって決まるのが現状である。そのため女性運動 の力がより重要となる。また、'女性運動の最終段階は政界進出'という認識が 広まり、とりわけ女連のような全国連合的な女性団体組織は、前職代表たちが政 府の高位職に進出しているだけでなく、政府の主要機構や委員会委員を推薦する 役割を担い、比例代表候補の女性たちを推薦する上でも大きな力をもっている®。 女性の勢力化、女性たちの力を育てることは、既存の家父長的権力を限りなく解 体する過程であり、権力が一箇所に集中することを防ぐことであるが、そのよう な観点から見ると、現在の'主流'女性界は権力化しつつある。今回の選挙でも、 女連はクオータ制の獲得に大きなエネルギーを注いだが、クオータ制はそれだけ で女性の政治勢力化を促すのではなく、この社会に根づいている女性に対する偏 見や固定観念、男性的な尺度がまかり通る性別分業構造を修正するさまざまな方 法とプログラムがあってこそ意味がある。主流女性運動はそうした努力をしてい ない。また、女性を体系的に排除する小選挙区制こそより問題化すべきである、

<sup>(29)</sup> 趙順慶「未だに解けない諸問題: "17代総選挙と女性連合の対応に対する評価と争点"に対する 討論」(女連主催「17代総選挙と女性運動の対応活動に対する評価討論会」討論資料、2004年5月25 日)。

<sup>(30)〈</sup>女性ネット〉が選定した女性予備候補者たちも、その多くが女性団体との人脈をもっている。

というものだ。

1998年の政権交代以後、民主化勢力である'進歩陣営'の既得権化・権力化が進む中で、'主流'女性界も汚染されていると言われている。少なからぬフェミニストたちがそのことを認識し、危機感を抱きながら、'主流'女性運動に内省的批判を投げかけているのである。

#### ――おわりに

以上のように、近年の韓国における女性たちの各界での活躍ぶりとその原動力であるこの間の女性運動について述べてきた。女連に代表される'進歩陣営'の女性運動勢力は、80年代の民主化闘争に積極的に参加する中で形成され、90年代を通して女性関連法の立法運動を中心に活動を展開してきた。また、90年代後半の金大中政権の発足によって、軍事政権を支えてきた保守勢力からの政権交代を成し遂げてからは、女連など'主流'女性界のリーダーたちが政界に進出するようになった。こうした活動が女性運動全般に活気をもたらし、女性の政治勢力化を大きく進めたことは事実である。女性運動のみでなく、韓国の女子大学における学生エンパワメントも歴史が長く、この30年の間に女性学も日本以上に教育機関に浸透している。そうした中で、法曹、政治、各種公務員、軍人にいたるまで、若者たちの世代も「女風」を吹かせるようになった。国際的レベルで見るとまだまだ低いが、短期間での躍進ぶりは女性パワーの可能性を証明している。

しかし、このように成長してきた'主流'女性運動の問題点も少なくない。90 年代末から本格的に論じられるようになってきた'進歩陣営'の男性中心性に対する批判とともに、女性の中の多様性を認識する女性主義アイデンティティの拡張が求められている。また、この間、政界に女性団体の代表たちを送り込むことで、女性運動としての性格が変質し、女連などの全国組織が権力化していると批判されていることに対して、どのように対処してゆくのかも問われている。

盧武鉉政権が国民の支持を急速に失い、2006年5月の地方選挙でも与党の惨敗に終わったが、その中で女性議員は、ハンナラ党の比例代表議員のみが躍進して終わった。無所属の草の根女性候補たちは軒並み落選したのである。女連代表を務めた韓明淑が国務総理の座についたけれども、来年の大統領選挙でハンナラ党が勝利する場合、'主流'女性運動の政界進出・制度圏への勢力拡大の勢いは挫折することが目に見えている。すでに女性憲法裁判所所長任命は、ハンナラ党の猛反対によって雲散霧消してしまった。

'女性権力界'とも呼ばれるようになった'主流'女性運動は、この10年間の政治勢力化が女性運動にどのように影響したのかを省察し、内省的批判を謙虚に受け止め、女性運動を立て直すことが焦眉の課題であるといえるだろう。

「やました よんえ〕